

国民年金だより No.159

高齢者・保険課 国保年金係 ☎72-2101(内線324)
岡谷年金事務所 ☎23-3661

令和3年4月分(6月15日支払い分)からの年金額

65歳になったとき…

老齢基礎年金

20歳から60歳になるまでの40年間の保険料をすべて納めると、満額の老齢基礎年金を受け取ることができます。

◇令和3年度 年金額(満額) = 年額780,900円(月額65,075円)

厚生年金保険の被保険者の期間と合わせて受給資格期間が10年(120月)以上ある方は、老齢基礎年金を受け取ることができますが、受給資格期間と免除期間などにより、上記の満額より年金額が少なくなります。

お勤めしていた期間の年金は、老齢厚生年金として受け取れます。

もしも、一家の働き手に先立たれたら…

遺族基礎年金

●子のある配偶者が受け取るとき 780,900円 + (子の加算額)

●子が受け取るとき(次の金額を子の数で割った額が、1人あたりの額となります。)

780,900円 + (2人目以降の子の加算額)

※1人目および2人目以降の子の加算額 …… 1人につき224,700円

3人目以降の子の加算額 …… 1人につき74,900円

国民年金に加入中の方が亡くなったとき、その方に生計を維持されていた「子のある配偶者」または「子」が、遺族基礎年金を受け取ることができます。

遺族基礎年金の支払いは、子が18歳(子に障害がある場合は20歳)に到達する年度の末日までです。

もしも、病気やケガで障害が残ったら…

障害基礎年金

◇令和3年度 年金額

●1級障害 976,125円 ●2級障害 780,900円

国民年金に加入中の病気やケガにより、障害の状態にある間は障害基礎年金を受け取ることができます。

障害基礎年金を受け取るためには、保険料を納めた期間と金額に一定の要件があります。

20歳前に障害となった場合は、20歳になったときに請求ができます。この場合本人の所得によって支給制限があります。

Q老齢基礎年金を受けるのに必要な加入期間を満たしていませんが、60歳を過ぎても国民年金に加入できますか。

60歳になれば、国民年金に加入する資格を失いますが、老齢基礎年金を受けられる加入期間を満たしていない場合は、60歳を過ぎても国民年金に加入することができます。これを高齢任意加入被保険者といいます。高齢任意加入被保険者は、日本国内に住所がある60歳以上65歳未満の方が、65歳になるまでの間で任意に加入することができます。

※お問い合わせは岡谷年金事務所までお願いします。